

# 太田郷ジュニアクラブ規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本クラブは、「太田郷ジュニアクラブ」と称する。

### 第2条（所属及び事務局）

本クラブの事務局を太田郷小学校愛育会に置く。なお、所在地を八代市立太田郷小学校に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

- 1 本クラブは、太田郷校区における児童の健全育成とスポーツ活動や文化活動の振興を図ることを主たる目的とし、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度を育成する。
- 2 本クラブは、前項の目的達成のために、各クラブや八代っ子クラブ連絡協議会及び各競技団体、クラブ員の在学する小学校等と連携をとり活動する。
- 3 本クラブは、「太田郷ジュニアクラブ」として、「八代っ子クラブ活動指針」に則って活動する。

### 第4条（事業）

- 1 本クラブは、前条の目的を遂行するために次のクラブを置く。  
野球、サッカー、バスケットボール、バドミントン、陸上競技、バレーボール、音楽
- 2 本クラブの練習日と練習時間は下記の通りとする。
  - (1) 練習は、練習試合や大会参加を含め週4回以内とする。
  - (2) 学校行事、PTA行事が行われる日は学校を優先し、活動を行わない。
  - (3) 土・日の練習（練習試合、大会を含む）については、原則としていずれかを休みとする。
  - (4) 大会や練習試合の翌日は、十分な休養をとるため原則として活動を行わない。
  - (5) 練習試合への参加は、原則として八代管内及び隣接市町村とする。大会参加、合宿に関しては熊本県内とする。
  - (6) 毎月第一日曜日は「家庭の日」であるため、活動を行わない。
  - (7) 練習時間は、平日が2時間以内。土・日、祝日、長期休業期間は3時間以内とする。
  - (8) 練習開始時刻は、平日が16時半以降、土・日、祝日、長期休業期間は8時半以降とする。  
但し、前述の活動時間以外で練習を行う場合、練習計画を予め作成し、会長の承認を得ることとする。学校の課業時間の練習は一切認めない。
  - (9) 練習終了時刻は、児童の基本的生活習慣を乱さないよう、原則、19時までとする。
  - (10) 各クラブは、大会参加計画及び練習計画を作成し、事前に会長の承認を得ることとする。  
但し、練習計画については、太田郷小学校校長の承認も得ることとする。

### 第5条（指導者、サポーター）

- 1 本クラブでは、活動を指導するための指導者を置く。
- 2 指導者は、「八代市指導者人材バンク」に登録を行い、役員会での承認を得て、会長から委嘱されたものとする。
- 3 指導者の委嘱期間は1年とし、委嘱期間であっても教育的活動から大きく逸脱するとき、その他指導者の責めに帰す事由により、委嘱を継続することが適当でないと認めるときは、委嘱期

間内であっても解図できるものとする。

- 4 指導者は、「八代っ子クラブ指導者講習会（仮称）」に参加するものとする。やむを得ない事情で参加できない場合は、それに替わる講習等を受けなければならない。
- 5 会長が委嘱できる指導者は各クラブ5名以内とする。但し、各クラブはこの他にも後援会・保護者会の代表者が指導者を委嘱することができる。その場合、指導者は前項の講習会に参加するものとする。
- 6 各クラブは、児童の安全管理を目的としたサポーターを置くことができる。サポーターは、各クラブの保護者代表者が委嘱し、指導者が不在の際の練習の監視、児童の安全管理、指導者の補助を行う。

## 第3章 会員

### 第6条（会員）

会員は、太田郷小学校児童3年生以上の希望者で構成することを基本とするが、近隣校区の希望者も会員となることができる。但し、当該校区協議会との協議を行った上で入会を認めるものとする。

### 第7条（入会・退会手続き）

本クラブに入会を希望するものは、所定の入会用紙に必要事項を記入し、別に定める会費を添えて各クラブに提出して会員登録を行う。退会を希望するものは、所定の用紙に必要事項を記入し、各クラブに提出する。

### 第8条（会費）

本クラブの運営にあたり会費を徴収する。

### 第9条（会費の不返還）

- 1 年度途中、途中退会する場合、納入した会費の返還は行わない。
- 2 会費については3期制とし、その期間途中の会費の返還は行わない。但し、1期（4月～7月）  
2期（8月～11月）3期（12月～3月）とする。

## 第4章 組織

### 第10条（役員構成）

役員構成は下記の通りとする。

- 1 会長 1名 会長は、愛育会会長がその役を担う。
- 2 副会長 3名 副会長は、太田郷小学校校長、クラブ指導者代表、クラブ後援会（または保護者会）の代表者がその役を担う。なお、クラブ指導者代表・クラブ後援会（または保護者会）代表は輪番制とし、役員会で決定する。
- 3 会計 1名 会計は、愛育会がその役を担う。
- 4 事務局 2名 事務局は、愛育会がその役を担う。
- 5 監査 2名 監査は、愛育会がその役を担う。

### 第11条（役員の職務）

- 1 会長は、クラブを代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が会務を遂行できない場合、その職務を代行する。

- 3 会計は、会費等の事務処理を行う。
- 4 事務局員は、クラブ会員の募集や各種会議の連絡等、総合的な企画・運営を行う。
- 5 監査員は、年度末に会計の監査を行う。

### 第12条（役員の任期）

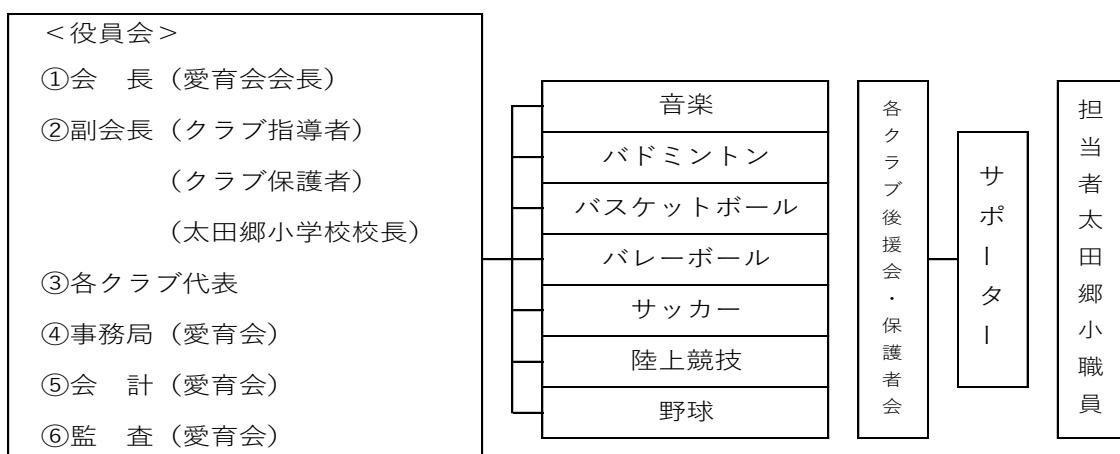
- 1 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 2 役員が就任時の役を離れた場合は、その後任者が前任者の在任期間を務めるものとする。
- 3 会長は、前項の規定により役員の変更があった場合は、次の総会において報告し、承認を得ることとする。

### 第13条（太田郷小学校職員の関わり）

- 1 指導を希望する太田郷小学校職員の参加は、勤務時間以外とする。
- 2 太田郷小学校は担当者1名を配当する。太田郷小学校担当者は、減免申請の事務等を行う。
- 3 児童は、放課後学校に残って活動を待つことはできない。やむをえず学校に残る場合の児童管理については、「太田郷ジュニアクラブ細則」に定めるものとする。

<組織図>

#### 八代っ子 太田郷ジュニアクラブ



※「明日の希望を創るまちづくり太田郷協議会」は、積極的に支援を行う。

## 第5章 会議

### 第14条（会議）

本クラブには次の会議を置く。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 後援会・保護者会（任意）

### 第15条（総会）

- 1 総会は会長が招集し、本クラブの事業計画、予算・決算、その他重要事項を協議し、決定する。
- 2 総会議事は、出席の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 3 議長は会長が務める。

## **第16条（役員会）**

- 1 役員会は、第10条に規定する役員と各クラブ代表者（指導者1名、保護者1名）をもって構成する。
- 2 役員会は、会長が招集し、副会長が議長を務める。
- 3 役員会は、クラブの目的を達成するため、やむを得ないと認めるときは、総会の権限に属する事項について審議し、承認・決定することができる。この場合は、事後の総会に報告し、その承認を得る。

## **第17条（後援会・保護者会）**

後援会・保護者会は、スポーツや文化活動を通して児童の健全育成を図るというクラブの目的達成のための援助を行うものである。チーム編成、試合及び練習内容等の指導に関する事項については、原則として指導者に一任するものとする。（規約に反する行為についてはこの限りではない）

# **第6章 会計**

## **第18条（会費）**

本クラブの会費は、下記の通りとする。

年間の会費を15,000円とし、本部運営費7,500円、各クラブ活動費7,500円として充てる。※途中入会の場合は、入会期間の会費のみを支払うものとする。

## **第19条（会費の管理）**

本クラブの会費は、会計を中心に事務局が管理し、年度末に監査を行う。

## **第20条（予算及び決算）**

本クラブの収支決算は、総会の議決により決定、収支決算については監査員の監査を経て、総会で承認・決議を得る。

## **第21条（各クラブの活動費）**

各クラブの収支決算は各クラブで行い、各クラブ内で監査を受け、保護者に報告する。

## **第22条（会計年度）**

本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

# **第7章 事故等への対応**

## **第23条（事故の補償）**

本クラブに参加し活動する児童・指導者は、スポーツ安全保険等の保険に加入する。手続き等は各クラブが行うこととする。万が一けが等をした場合は、その適用範囲内でのみ対応する。

## **第24条（自転車での参加）**

児童の活動への自転車の使用は、安全面を考慮し、活動終了後の児童の帰宅時刻日暮れ前である場合に限り、練習計画の中に開始時刻・終了時刻・自転車の使用日を記載し、事前に会長の承認を得ることとする。

## **第25条（体罰の禁止）**

- 1 本クラブの活動において、指導者はいかなる体罰も行わない。体罰が報告された場合は、役員会、後援会・保護者会で協議の上、会長が指導者を解嘱することができる。
- 2 サポーターによる体罰が報告された場合は、役員会、後援会・保護者会で協議の上、会長又は後援会・保護者会の代表者がサポーターを解嘱することができる。

## **第8章 クラブの新設・休部・廃部**

### **第26条（クラブの新設）**

本規約の意向に沿ったクラブに限り、役員会で協議の上、会長がクラブの新設を承認する。

### **第27条（休部・廃部）**

以下のような場合、役員会で協議の上、会長が休部・廃部を決定する。

- 1 入部希望者が、その部の運営に必要な人数を満たさないと思われる場合。
- 2 指導者2名以上、若しくは指導者1名、サポーター1名以上確保できない場合。
- 3 その他、クラブの運営が困難だと認められる場合。

## **第9章 雜則**

### **第28条（細則）**

本規約に定めない事項及び運営に必要な細則は、総会の決議によって定める。

### **第29条（規約改正）**

本規約は、総会の決議により隨時改正することができる。

## **付則**

本規約は、平成30年4月1日から施行する。

平成31年3月4日改正  
令和2年2月27日改正